

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2016-11
December 12, 2016

SECおよびPCAOBの動向に関する 2016年AICPA全国会議のハイライト

目次

概要	1
規制の動向に関する アップデートと財務報告 に関連する問題	2
新会計基準の適用	2
財務報告に係る内部統制	3
非 GAAP 財務数値	3
SEC の開示に関する所見	4
基準設定に関する アップデート	6
その他のテクニカルな会計 に関するトピックス	9
国際的な問題	14
執行部	14
PCAOB のアップデート	15
検査結果および指摘事項	15
その他のパネル・ ディスカッション	16
サイバーセキュリティ	16
データ分析	16
サステナビリティ	16
付録	17

要点

米国証券取引委員会 (SEC) および公開会社会計監視委員会 (PCAOB) の最新動向に関する 2016 年米国公認会計士協会 (AICPA) 全国会議が、2016 年 12 月 5 日、6 日、7 日に開催されました。当会議には、規制当局や基準設定団体の代表者に加え、監査人、財務諸表作成者、証券顧問、および業界専門家が参加しました。発表者は、会計・監査・財務報告に関する幅広いトピックについて意見を述べました。今年の会議のテーマは、昨年に類似しており、「経営者、監査人、監査委員会の全員が、高品質の意思決定に有用な情報を財務諸表利用者に提供するという重要な役割を担っている」というものでした。今年は、これに当事者間のコミュニケーションの重要性を強調する要素が追加されました。SEC の Wesley Bricker 主任会計官は、「資本市場において高品質な情報発信を促進するための協力 (Working Together to Advance High Quality Information in the Capital Markets)」と題する基調講演を行いました。

概要

.1 新しく SEC 主任会計官に就任した Wesley Bricker 氏は、基調講演の中で、財務諸表作成者、監査人、監査委員会のメンバーおよび規制当局のすべての利害関係者が、正確で誠実な財務情報を求める投資家のニーズに応える役割を担っていることを強調し、当会議の基調を打ち出しました。これは、AICPA の Kimberly Ellison-Taylor 会長による基調講演でも論じられ、同会長は、すべての利害関係者が金融システム全体の品質と信頼を引き出す取組みの中で厳格さを持ち続ける必要があると述べました。皆がそれぞれの役割を果たす一方で、発表者の多くが、財務報告の作成および公表に関わるすべての当事者によるコミュニケーションの重要性に言及しました。

規制の動向に関するアップデートと財務報告に関連する問題

新会計基準の適用

.2 Bricker 主任会計官は、収益基準、リース基準および信用損失に関する基準の重要性について論じました。Bricker 氏の発言は、企業の過去の業績および将来の見通しを評価する際の投資家にとっての収益の重要性を考慮して、主に収益基準に焦点を当てたものとなりました。同氏は、自身の期待として、より多くの情報が入手可能になり、また発効日が近づくにつれ、新会計基準によって見込まれる影響に関する定量的開示および定性的開示が追加されていくだろうと述べました。したがって、過去の期間の開示と比べて、2016 年および 2017 年には拡充される必要があります。同氏は、このような開示は、特に適用準備が遅れている場合には、投資家にとって重要であり、監査委員会、財務諸表作成者および監査人の間で適用計画の設計および進捗状況の評価するための議論に役立つと述べました。また同氏および PCAOB の Helen Munter 登録・検査担当ディレクターの両氏は、外部監査人は新基準の適用に関して対話を行い、知見や見解を経営者と共有できるが、独立性の維持にかかる境界を自覚する必要があり、経営者として行動すべきではないと述べました。

.3 Sylvia Alicea 専門会計研究員は、職員会計公報第 74 号 (SAB74) に従った新会計基準の将来の適用で予想される影響の開示要件を取り上げ、2016 年 9 月の発生問題専門委員会 (EITF) の会議の議論を踏まえ、これら要求事項に関する SEC オブザーバーのコメントに繰り返し言及しました。特に、SEC 登録企業は、新会計基準の適用によって予想される影響に関する定量的情報と定性的情報の両方を開示することが要求されます。財務諸表に及ぼすと予想される影響が不明または合理的に見積もることができない場合、SEC 登録企業はその影響について陳述することに加え、財務諸表利用者が新会計基準適用時に財務諸表に与える影響を評価できる定性的情報の追加的な開示を検討しなければなりません。

.4 EITF 会議で発表したように、SEC スタッフは、この追加的な定性的開示には、SEC 登録企業が適用を予定している会計方針の影響についての説明 (把握できる場合) および現行の会計方針との比較を含めることを期待しています。例えば、新収益基準がライセンス契約に与える影響の分析が完了していない場合、SEC 登録企業は、最低限、ライセンス契約の収益の認識時期が、現行方針に基づく「一定期間にわたる (over time)」認識から新収益基準の下での「一時点 (point-in-time)」の認識へと早まる可能性があるという予想を開示することを検討しなければなりません。また SEC 登録企業は、新基準の適用準備プロセスの進捗状況およびまだ対処していない重要な適用上の問題についても記載しなければなりません。

PwC の見解

2016 年 9 月 22 日の EITF 会議の要約および SEC オブザーバーの発表の詳細な情報については、PwC の「[EITF observer](#)」(訳注:英語のみ)をご参照ください。

.5 また Alicea 氏は、予想される影響について既にわかっている情報または合理的に見積り可能な定量的情報がたとえ登録企業の契約全体のうち特定の一部分 (例: 製品の分類または収益の種類) しか入手できていない場合であっても、それらの情報を開示するよう SEC 登録企業に促しました。同氏は、SEC 登録企業は、新基準適用時の実際の結果と相違する可能性があるということだけを理由に、合理的に見積り可能な定量的情報の開示に消極的になるべきではないと述べました。最後に同氏は、SAB74 に基づく開示と監査委員会や投資家に伝達される情報が整合していることの重要性、および開示される情報は SEC 登録企業の財務報告に係る内部統制システムに従わなければならないことを強調しました。

財務報告に係る内部統制 (ICFR)

.6 SEC 主任会計官室専門実務グループの Marc Panucci 副主任会計官は、SEC 登録企業に対し、開示すべき重要な不備の適時の識別、適切な評価および正確な開示は、経営者による財務報告に係る内部統制 (ICFR) の適切な評価および独立監査人による有効な監査 (該当する場合) を前提としていることを再確認しました。利害関係者間のコミュニケーションに関するテーマと首尾一貫して、Panucci 氏は、経営者、監査委員会、および監査人の中で定期的に ICFR に関する協議を行うことは、ICFR の正確な評価だけではなく投資家の利益となる信頼性の高い財務報告の作成を支援するため、これを促しました。

.7 Panucci 副主任会計官は、2016 年前半の SEC 執行活動の結果から導き出した重要なメッセージを要約して、「識別した統制上の不備の重大性について評価が不十分であった」と結論付けました。また Panucci 氏は、(1) 識別した統制上の不備の重大性についての慎重な評価、および(2) 有能で適切な会計スタッフの維持は、経営者の責任であると強調しました。さらに同氏は、コンサルタントは ICFR の評価において経営者を支援できるが、そのプロセスと結論の最終責任を負うのは経営者であり、第三者であるコンサルタントにこの責務をアウトソーシングすることはできない、と述べました。

.8 その後行われた、取締役、財務諸表作成者、監査人および SEC と PCAOB の代表者で構成されたパネル・ディスカッションでは、経営者によるリスク評価と監査人によるリスク評価の調整など、ICFR のさまざまな問題が議論されました。またその議論のいくつかのポイントで、パネリストは、監査人、財務諸表作成者および監査委員会の間で、オープンで詳細かつ適時の協議を行うことの重要性を繰り返し述べました。パネリストたちは、過去に検討したリスクや計画した監査上の対応に変更がある場合には、このような協議を行うことが特に重要であると述べました。

非 GAAP 財務数値

.9 当会議全体を通じて非 GAAP 測定値への言及が多くありました。SEC スタッフは、2016 年 5 月の SEC スタッフの「法令遵守および開示に関する解釈指針 (Compliance and Disclosure Interpretations; C&DI)」の公表以降に進展があったと述べましたが、一部の SEC 登録企業は、非 GAAP 測定値の適切性と目立ち方 (prominence) に関する問題への対応を継続する必要があります。Bricker 氏は、監査委員会は経営者が使用する非 GAAP 測定値およびその作成に係る統制を理解しておくべきだとする見解を示しました。

.10 また非 GAAP 測定値は、個別に開催されたパネル・ディスカッションのトピックでもあり、パネリストには、SEC 企業財務部 (CorpFin) の Mark Kronforst 主任会計官、SEC の CorpFin の Martin Dunn 前副ディレクター、財務諸表作成者およびアナリストが含まれていました。パネリストは、非 GAAP 測定値に関する最も重要な懸念事項は過度に目立つ表示であり、これが C&DI 公表の主な誘因になったと論じました。また Kronforst 氏は、非 GAAP 測定値の調整表を GAAP に基づく測定値を起点に作成するように SEC 登録企業に求める最近の SEC スタッフのコメントの傾向を説明しました。さらに Kronforst 氏は、非 GAAP 測定値の調整表を GAAP 数値から初めて作成した方がより感覚に合っており、これによって、投資家が非 GAAP 測定値を算出するために行われる調整を知ることができるとの見解を述べました。

.11 Kronforst 主任会計官は、「容認可能な (acceptable)」非 GAAP の調整に関する質問に対して、SEC スタッフがリストラクチャリングや訴訟和解金に関連する非 GAAP 数値への調整項目の削除を求めるコメントを出す頻度は低いと述べました。さらに Kronforst 氏は、SEC スタッフは、株式に基づく報酬費用に関連する調整、または短期的な影響しかない棚卸資産もしくは償却の増加にかかる企業結合会計の影響の調整には概ね反対していないと述べました。しかし、SEC スタッフは、調整が C&DI ガイダンスを遵守していることを確認するために、(非 GAAP 測定値を算定する際の) 調整の大きさや提供した説明を検討する予定です。

.12 Kronforst 氏は、SEC スタッフは年金やデリバティブに対する調整の適切性について結論を出しておらず、したがって、SEC スタッフはこれらの種類の調整をより良く理解するためのアウトリーチが完了するまでは、コメント・レターでこの問題に対処することはないと述べました。

.13 国際会計基準審議会 (IASB) の Hans Hoogervorst 議長は、代替的な業績測定値 (以下、「非 GAAP 測定値」) の使用が増加していることを認識していると述べました。Hoogervorst 議長は、GAAP に基づく数値は「厳格で、健全な経済原則に基づいている (rigorous and based on sound economic principles)」ので、企業経営に携わる人は、GAAP に基づく数値の使用が安全なことを理解すべきだと述べました。

.14 IFRS による財務報告の問題に関する後半のパネル・ディスカッションにおいて、IASB の Mary Tokar 委員は、多くの国際基準設定機関および規制当局が非 GAAP 測定値の問題を認識しており、非 GAAP 測定値の使用に関する懸念は米国における懸念と一致していると述べました。

.15 Munter 氏は監査の観点から、PCAOB が業績測定値、とりわけ、監査人がどのような追加作業を行っているか、非 GAAP 測定値が特に積極的に使用されている場合、その追加作業として何を行い、それがどのように変更しているかに焦点を当てることを期待すると述べました。同氏は、これが基準設定プロセスを伝える上で役に立つと考えています。

.16 監査品質センター (CAQ) の Cindy Fornelli エグゼクティブ・ディレクターは、監視の役割を担う監査委員会およびその他の利害関係者を支援するため、CAQ は「非 GAAP 測定値に関する質問: 監査委員会のためのツール (Questions on Non-GAAP Measures, a Tool for Audit Committees)」と「非 GAAP 財務数値の問題: 対話の継続 (Non-GAAP Financial Matters, Continuing the Conversation)」が公表されていることを強調しました。

PwC の見解

PwC は、非 GAAP 測定値の使用に関して、適用されるガイダンスを要約したさまざまなツールを公表しています。

PwC の「[In brief US2016-22, SEC updates interpretive guidance on non-GAAP financial measures](#)」(訳注: 英語のみ)

PwC の「[Point of view, Building confidence in non-GAAP measures and other KPIs](#)」(訳注: 英語のみ)

ガバナンス・インサイト・センター ACES (監査委員会 優れた実務シリーズ)「[To GAAP or non-GAAP? The SEC is watching \(GAAP か non-GAAP か? SEC が動向を注視\)](#)」(訳注: 英語のみ)

PwC ウェブキャストリプレイ「[Non-GAAP measures: How the SEC's updated guidance will impact registrants \(非 GAAP 測定値: SEC のアップデート版ガイダンスが SEC 登録企業に与える影響\)](#)」(訳注: 英語のみ)

PwC ポッドキャスト「[Non-GAAP measures \(非 GAAP 測定値\)](#)」(訳注: 英語のみ)

SEC の開示に関する所見

.17 SEC 企業財務部の Keith Higgins ディレクターおよび Nili Shah 副主任会計官は、SEC の報告要件に影響を与える可能性のあるプロジェクトの概要を説明しました。Higgin 氏は、先月 SEC に提出された、報告要件を現状にあったものにする方法についての SEC スタッフ報告書における提言について論じました。この報告書の作成は、FAST 法によって義務付けられています。SEC は、1 年をかけてこの提言を検討してパブリック・コメント募集のための規則制定案を策定する予定です。Shah 氏は、開示アップデートおよび簡素化の規則案について言及しました。これは、冗長または時代遅れになっている開示要件とともに、米国会計基準 (US GAAP) と SEC 規則 Regulation S-X 要件との重複を削除して開示要件をアップデートすることを目的としています。

PwC の見解

SEC の開示の有効性イニシアティブに関するコメント募集に関連して、PwC は、SEC の個々の開示要件アップデート案に関して提言および所見を提出しました。SEC のコメント募集に対して PwC が提出したコメント・レターについては、「[PwC comments on SEC's proposed Disclosure Update and Simplification](#)」および「[PwC comments on SEC's Regulation S-K Concept Release](#)」をご覧ください(訳注: 英語のみ)。

.18 また Shah 氏は、今年と昨年の AICPA 全国会議でしばしば議論され、SEC スタッフのコメント・レターの重点領域であり続ける2つの特定の領域を取り上げました。まず同氏は、SEC 登録企業に対し、ただ単に偶然の一致かもしれない定量的特徴を見るだけではなく、事業セグメントの集約要件の全部および経済的特徴のすべて(定量的情報、定性的情報、および全体的な原則との首尾一貫性)を批判的視点で検証する要求について再確認しました。

.19 次に、SEC スタッフは、法人所得税率の調整表の表示および評価性引当金や未認識の税務ベネフィットの変動に関連する定型的な(boilerplate)開示ならびに永久的再投資に関する主張を含む法人所得税の重点領域が前年度から改善していないことに、依然として懸念を示しました。Shah 氏は、今年、これらの領域で開示の改善が見られなければ、SEC スタッフがコメントを出す可能性が高くなると明言しました。さらに同氏は、法定税率および実効税率(ETR)の変更の理由、過去の ETR が将来の税率を示す範囲、流動性に対する税金の影響ならびに SEC 登録企業の不確実なタックス・ポジションを含む税金関連の開示は、経営者による討議と分析(MD&A)で行うべきだと考える、と述べました。

PwC の見解

2016 年度に SEC が最も頻繁にコメントした領域に関する洞察(業種別)については、「[SEC comment letter trends](#)(SEC のコメント・レターの傾向)」(訳注:英語のみ)の PwC のサマリーをご覧ください。

.20 SEC 企業財務部の Cicely LaMothe アソシエイト・ディレクターは、重要性のある鉱業事業に携わる企業についての SEC 産業別ガイド 7(Guide7)を近代化する SEC 規則案について論じました。鉱業は、グローバル産業であり、外国における事業は、国際鉱物埋蔵量報告基準合同委員会(Committee for Mineral Reserves International Reporting Standards:CRIRSCO)の指導を受けています。本プロジェクトの目的は、SEC の Guide7 を、国際的な財務報告基準や業界慣行とより整合的なものにする事です。

.21 SEC 企業財務部の Craig Olinger 副主任会計官は、2016 年に発効した、短期保険契約に関する FASB の保険請求に関する新しい開示ガイダンスについて論じました。新ガイダンスは、保険会社に対し、発生保険金と支払保険金、最長 10 年までの個別の事故発生年度別に分解された損失変動表を開示するよう要求しています。Olinger 氏によると、Regulation S-X は、(結合されているものの)同様のスケジュールを要求しています。同氏は、SEC 登録企業が新基準を適用している場合、SEC の産業別ガイド 6(Guide6)に記載されているとおりの表の開示は要求されていないが、そのような開示を行うことは妨げられないことを説明するために、SEC スタッフは Financial Reporting Manual(Section 11300)をアップデートした、と述べました。

.22 Olinger 氏は、要求されている表形式の開示において、重要な取得、処分、および外国通貨の影響をどのように反映させるべきかに関する期待について、明確なメッセージを述べていました。同氏は、重要な取得または処分の影響について、取引日前の期間に対する表形式による開示を遡及修正することは当ガイダンスの原則および要求事項と整合するだろうが、取引日から将来に向けて表示する場合、当ガイダンスの原則や要求事項に整合しない可能性があることと強調しました。将来に向けて表示する場合、取得した負債は、SEC 登録企業の既存事業と別の表に表示しなければならない可能性があります。同氏は、遡及修正するためのデータが入手できない場合、SEC スタッフは個々の事実および状況について協議する用意があると述べました。最後に、同氏は、当期の為替レートをを用いて表の中のデータ全ての再計算、または機能通貨ごとに区分した保険金変動表(claims development table)の表示が、新しいガイダンスの要求事項とどのように整合しているかを説明しました。

.23 さらに Olinger 氏は、SEC 登録企業が新ガイダンスの原則および要求事項と相反する表示方法を検討している場合にはファイリング前に相談するよう促しました。

PwC の見解

Olinger 氏のコメントは、AICPA 保険専門家パネルおよび SEC スタッフとの間で以前に行われた議論と首尾一貫しています。SEC スタッフの期待に関する追加情報については、当該議論の [議事録](#) (訳注: 英語のみ)をご覧ください。

基準設定に関するアップデート

.24 FASB の Russell Golden 議長は、就任当初に設定した優先事項およびその進捗状況を振り返りました。Golden 議長は、GAAP の改善および財務諸表作成者が基準を適用する際の支援において、FASB は前進したと述べました。さらに、情報をより良く伝えるための平易な用語による資料作成やアドバイザー・グループの積極的な関与を促すことが FASB の新たな重点事項であると述べました。

.25 Golden 議長は、開示フレームワーク・プロジェクト(2009 年に FASB のアジェンダに追加)は開示の目的適合性を改善することを目的としたものであり、必ずしも開示量の削減に焦点を当てたものではないと述べました。実際、多くの場合、このプロジェクトにより追加の開示が生じます。例えば、FASB は法人所得税、年金制度および公正価値に関連する開示の増加を要求する仮決定を行い、公開草案を公表しています。

.26 FASB のテクニカル・ディレクター兼 EITF 委員長である Sue Cospser 氏は、最近公表された基準および近い将来に公表予定の基準の概要を説明しました。今月後半に公表が見込まれる事業の定義に関する FASB のガイダンスにより、事業の取得または処分の要件を満たす取引の数が減る可能性が高くなります。また同氏は、のれんの減損の会計処理に関する改訂版ガイダンスについても論じました。このガイダンスは、2017 年 1 月に公表が見込まれています。同氏は、2 ステップの減損テストにおける「ステップ 2」の削除は、現行モデルを適用する際のコストについて財務諸表作成者が示した懸念に対処するものだと考えています。

.27 Cospser 氏は、FASB の将来のアジェンダの設定および優先順位付けにおいて、さまざまな利害関係者が果たす役割およびこれらの利害関係者の基準設定プロセスへの関与による成果に謝意を述べて発言を締めくくりました。財務諸表作成者、実務担当者、財務諸表利用者およびその他の利害関係者に対する最近のアウトリーチ活動に基づき将来予定されているプロジェクトには、負債と資本の区分に関するガイダンスの明確化、業績報告、無形資産(R&Dを含む)の会計処理ならびに年金およびその他の退職後給付の会計処理が含まれます。

収益認識

.28 Alicea 氏は、主任会計官室は既存の収益に関連する SEC スタッフのガイダンス、特に職員会計公報(SAB) Topic 13 の今後の取扱いに関して多くの質問を受け取っていると説明しました。Alicea 氏は、既存の SEC スタッフ・ガイダンスは現行の会計ガイダンスを適用する人たちに引き続き関連性があると説明しました。同氏は、SEC 登録企業は新収益基準(会計基準コード化体系(ASC)606)を適用する際には SAB Topic 13 ではなく ASC606 の原則にあたるべきだと述べました。

.29 Cospser 氏は、FASB が移行リソースグループ(TRG)の設置を通じて、新収益基準に関連する実務上の論点を適時に解決していると述べました。また同氏は、TRG に提起された論点の大部分は履行義務の識別と取引価格の決定に関連していると述べました。これらの領域における一貫したテーマは、適切な専門家としての判断の行使および収益認識の会計処理を新たな視点で見直すことの重要性でした。現時点で、追加の TRG 会議の開催は予定されていませんが、同氏は、企業が新収益基準の適用準備をする中で追加的な論点を提起した場合でも、TRG はそれらに対応する準備ができていることを強調しました。

.30 LaMothe 氏は、ASC606 が要求する分解した収益の開示に関して、財またはサービスの種類別、地域別、および契約の種類別等、2 つ以上の区分によって収益を分解する必要がある可能性を示唆しました。同氏は、ASC280「セグメント報告」の下では、分解した開示が実務上不可能な場合、企業は、製品およびサービスならびに地域別に分解した全社的な開示を含めることを要求されないと述べました。同氏は、

ASC606 にはそのような例外規定はないことを強調しました。さらに同氏は、SEC 登録企業に対し、SEC スタッフが提出書類の内容を隅々まで精査し、分解した開示と、投資家向けの発表、業績発表および最高経営意思決定者 (CODM: Chief Operating Decision Maker) に対する報告との整合性を検討することを再確認しました。

.31 収益認識に特化したパネル・ディスカッションにおいて、財務諸表作成者は、新収益基準のテクニカルな会計処理、とりわけ、重要な判断が要求される規定について結論付けるにはかなりの時間と労力が必要であることを強調しました。パネリストたちは、移行を円滑に進めるためには、有効な内部統制ならびに強固なシステムおよびプロセスが重要であると強調しました。パネリストたちは、新収益基準のさまざまな要素についての判断、見解、結論を裏付けるために、包括的な文書化を維持するよう企業に求めました。

PwC の見解

新収益基準の開示要求事項に関するより詳しい情報については、PwC ガイド「[Revenue from contracts with customers \(顧客との契約から生じる収益\)](#)」(訳注: 英語のみ) の Chapter 12 をご覧ください。

SEC 関連事項

.32 Shah 氏は、新収益基準を最初に適用する際に選択した経過措置の方法が Form S-3 の発行登録に与え得る影響について論じました。例えば、SEC 登録企業が 2018 年 1 月 1 日に新収益基準を適用、完全遡及アプローチを選択、それを基礎に 2018 年第 1 四半期の Form 10-Q を提出すると仮定します。2018 年の Form 10-K において、企業は、新収益基準の適用を 2018 年、2017 年、2016 年に反映させる必要があるでしょう。しかし、登録企業が 2018 年第 2 四半期に新たに Form S-3 を提出する場合、通常は、遡及適用を行うために 2017 年 Form 10-K に含まれる過去に発行した監査済年次財務諸表をアップデートする必要があります。これにより、新収益基準に従い追加の年度 (2015 年) を修正再表示する必要があります。同氏は、登録企業が 2015 年の情報を修正再表示することは実務上不可能と主張することを可能にする ASC250「会計方針の変更と誤謬の訂正」を参照できると述べました。

.33 この結論は、既存の発行登録の「削除」と異なる可能性があります。この場合、SEC 登録企業は、新収益基準の適用が「根本的な変更 (fundamental change)」(すなわち、法律上の判断) を表すものであると結論付けられない限り、過年度の情報を修正再表示する必要はありません。Higgins 氏は、根本的な変更該当する場合は稀で、企業がこの特定の問題に関して「根本的な変更」という結論に至ることがあるとすればそれは驚きであろうし、また SEC スタッフがそのような結論に異議を唱えるとも思わないと述べました。

契約の定義および契約の結合

.34 Alicea 氏は、予定されている契約に関する最近の問合せについて話しました。同氏は、一部の企業が、将来の売上を見込んだ「ロス・リーダー (原価割れの客寄せ)」価格戦略をどのように使っているかについて説明しました。同氏は、将来取引が発生する可能性が高い場合であっても、あるいは経済合理性を前提に発生が見込まれる場合であっても、製品またはサービスの販売について将来予定されている契約は、強制可能な権利または義務を伴わないと述べました。権利と義務の両方が発生する前に契約を会計処理することは不適切でしょう。したがって、将来予定されている契約は、既存の収益契約の一部とみなすべきではありません。

.35 Alicea 氏は、契約の結合に関連するため、新収益基準は結合できる契約の範囲を明示的に制限していると説明しました。同氏は、単一の商業的な目的のために交渉され、1 つの契約で支払われる対価の金額が別の契約の価格に依存している 2 つの契約を、異なる 2 つの相手方当事者と同時に締結している企業の例を示しました。この例では、契約の結合に関する要件の一部は満たされていますが、同一の顧客またはその顧客の関連当事者との間で締結されていないわけではないため、この契約を結合することはできません。

顧客に対する支払

.36 企業は、あらゆる理由（例えば、新規顧客との独占的な関係を確保するため）で顧客に支払いを行う可能性があります。Ruth Uejio 専門会計研究員は、多くの変数が顧客に対する支払の会計上の取り扱いに影響を与える可能性があると述べました。適切な会計上の取り扱いを決定する際、SEC 登録企業は、支払の根底にある経済的理由（支払を規定する契約の内容および支払に関する投資家への説明内容等）を理解しなければなりません。SEC 登録企業は、支払の内容が決定されれば、実態、関連する会計基準書および首尾一貫して適用される確立した会計方針に整合的な会計モデルを用いて、その支払を会計処理しなければなりません。

収益の総額表示と純額表示、および開示

.37 Uejio 氏は、総額表示か純額表示かの判定および関連する開示は、企業が誰を顧客とみなしているか、企業が顧客に販売している特定された財またはサービス、取引から生じる収益および利益マージンについての情報を投資家に提供すると述べました。同氏は、新しい収益認識基準の下で「支配に基づく」判定へと変更され、企業の製品やサービスおよびビジネスモデルが進化を続けた場合、企業は、本人か代理人かについての現在の結論を再検討する必要があると強調しました。同氏は、収益基準には総額表示か純額表示かについて「既定値(default)」や「免責条項(safe harbor)」は存在しない、すなわち、例えば企業は、純額表示の方が異議を唱えられる可能性が低いなどと考えることはできないと注意喚起しました。この総額表示か純額表示かの評価は、各契約に固有の事実および状況に基づかなければなりません。

PwC の見解

TRG の直近の議論の概要および TRG 創設以来議論されてきたすべての論点のリストは、In transition US2016-02「移行リソースグループが収益認識の適用上の論点を議論」(Transition Resource Group debates revenue recognition implementation issues)をご参照ください。

リース

.38 Cospers 氏は、新収益基準ほど広範囲に影響が及ばないものの、新リース基準は借手と貸手の双方に大幅な変更をもたらすと認めました。FASB に寄せられたこれまで最も多い技術的な問い合わせは、借手の会計処理および新基準への経過措置に関するものでした。新基準の影響の内容と現在までに受け取ったフィードバックを考慮して、この新基準に関する適用上の論点に取り組む TRG は設置されていません。

.39 Shah 氏は、新リース基準の経過措置の規定は新収益基準とは異なることを説明しました。新リース基準は、財務諸表で表示される最も古い比較期間に新ガイダンスを適用することを要求しています。このため、同氏は、SEC 登録企業がそれらの期間に異なる会計処理が適用されていることを明確に開示している限り、主要な経営指標等の表の最も古い年度(当年度を含む 5 年の開示のうち、当年度を 1 年目としたときの 4 年目および 5 年目)に新リース基準を反映させる必要はないことを確認しました。

.40 財務諸表作成者のパネリストは、新リース基準の技術的および運用上に関する適用上の課題について議論しました。とりわけパネリストは、特定の要素が現時点で、新基準の定義の下でリース会計に適格かどうかを決定するためには、既存の契約をすべて分析する必要があることを強調しました。またパネリストは、適用には組織全体の幅広い個人の関与が必要であり、プロセス、システムおよび内部統制に大幅な変更が必要になる可能性があるとして述べました。企業は、新基準がその業績数値、財務制限条項およびその他の財務測定値にどのような影響があるかについても検討しなければなりません。

.41 Uejio 氏は、財務諸表作成者、会計事務所およびその他に対し、比較可能性の改善という目標の下、新リース基準の首尾一貫した適用を実現するために引き続き協働して取り組むよう促しました。同氏は、新基準の原則に基づく合理性のある判断に至るための財務諸表作成者のプロセスにとって、ICFR は非常に重要であると考えています。

その他のテクニカルな会計に関するトピックス

年金の利息費用の基礎となる仮定の選択

.42 Uejio 氏は、昨年の会議から、確定給付年金制度の利息費用の計算に使用する割引率の仮定を行うための 2 つのアプローチ(単一加重平均アプローチおよび「スポットレート」アプローチと呼ばれる分解アプローチ)の利用可能性に関する議論に言及しました。前回の会議で、主任会計官室のスタッフは、SEC 登録企業が予測給付債務(PBO)の測定および利息費用の算定に同じイールド曲線のデータを使用すると仮定し、いずれのアプローチの使用も反対しないと述べました。実務上、この発言は、SEC 登録企業が PBO の測定に「イールド曲線アプローチ」を使用する際に根拠として利用できるでしょう。

.43 最近の問合せにおいて、PBO を測定するためにイールド曲線のデータではなく仮説上の債券合致法(bond matching methodology)が使用された際に、SEC スタッフは、スポットレートアプローチの使用に反対しました。このケースに関して、Uejio 氏はその反対の根拠は、SEC 登録企業は利息費用の算定に PBO の測定に使用されたものと同じ情報を使用するか、あるいは、引き続き単一加重平均アプローチを使用すべきであるという考えに基づくと説明しました。

ジョイント・ベンチャー、戦略的提携、およびその他の共同契約

.44 主任会計官室の Jonathan Wiggins アソシエイト主任会計官は、戦略的提携が徐々に広まり、ますます複雑性が増している状況について論じました。Wiggins 氏は、最高経営責任者(CEO)1,400 名以上を対象に実施した最近の調査において、その 49%が 12 か月以内に戦略的提携またはジョイント・ベンチャー契約を締結予定であると回答したことを強調しました。これらの契約は、特定の契約の性質次第で、連結、利得の認識、収益認識、デリバティブおよびリースを含むさまざまなテーマ領域で多様な論点を提起する可能性があります。

PwC の見解

Wiggins 氏が引用した統計は、ビジネスが今日の課題にどのように直面しているかに関する情報提供と議論の活性化を目的とした、PwC の「[19th Annual Global CEO Survey: Redefining business in a changing world](#) (第 19 回世界 CEO 意識調査: 変革する世界におけるビジネスの再定義)」(訳注: 英語のみ)によるものです。

.45 法的事業体の中で部分的または全体的に活動が行われる契約について、投資者である企業は、基礎となる契約の実質および関連する連結基準の目的に基づき、その企業を連結すべきか否かを最初に判定しなければなりません。

.46 企業が連結されない場合あるいは法的事業体の外の契約について、企業は、ジョイント・ベンチャーのガイダンス(ASC323)または共同契約のガイダンス(ASC808)など、適用可能な会計ガイダンスを慎重に特定しなければなりません。また契約には新収益基準の範囲にある要素が含まれる可能性があります。

.47 Wiggins 氏は、契約相手方が企業の通常の活動による成果物を取得する契約と、契約相手方の活動に参加して関連するリスクと便益を共有する契約とは、会計処理が著しく異なる可能性があるため、企業はそれらを区別することが重要であると述べました。

法人所得税の会計処理

.48 Brian Staniszewski 専門会計研究員は、企業が法人所得税の会計処理に適用している一部の判断は、特に在外子会社の未分配利益に係る繰延税金の認識に関連しているため、その判断を評価する必要性について論じました。Staniszewski 氏は、監査済財務諸表外で行われた開示と未分配利益の会計処理で基礎とした仮定の間首尾一貫性の重要性を強調しました。さらに同氏は、この評価で用いられる判断では、企業のグローバル組織に含まれる複数の事業部門間の調整が必要になる可能性があるとして述べました。

PwC の見解

トランプ次期大統領の税制改正案(米国を拠点とする企業の海外利益にかかる本国送金税を、1 回限り、10%とする案を含む)に関する詳しい情報については、「[Election results may provide opportunities for major tax law changes in 2017](#)」(訳注:英語のみ)をご参照ください。

会計方針

.49 Sean May 専門会計研究員は、会計方針は複数の期間にわたり首尾一貫して適用されるという一般に公正妥当と認められる会計基準における前提について論じました。May 氏は、新会計基準が会計方針の変更を要求する場合、その変更がより望ましいかどうかを評価する必要はないと述べました。これに加えて、過去に発生したものと実質が明らかに異なる事象または取引は、新しい会計方針または改訂した会計方針を適用しなければならない可能性があります。これについてもより望ましいかどうかの評価は要求されません。

.50 新たな事象または取引はその実質が(過去に発生した事象または取引と)明らかに異なり、新しい会計方針または改訂した会計方針を適用しなければならないかどうかの決定には判断が要求されます。May 氏は、現行の方針を適用する結果となった事象または取引の性質について、明確に文書化することが出発点だとしています。

PwC の見解

会計方針の変更の概要、プリフェラビリティレターに関する規則、および時期についての考察を提供する PwC のビデオ「[Policy changes and preferability letters](#)(会計方針の変更およびプリフェラビリティレター)」(訳注:英語のみ)をご視聴ください。

付与日の決定

.51 付与日の決定は、株式に基づく報酬の認識および測定に影響を与えます。May 氏は、裁量によって左右される主要な契約条件が報酬に含まれる場合、付与日が決定されていたかどうかについての判断の必要性について論じました。同氏は、特定事象(例えば、過年度の財務諸表の修正再表示)の発生時に報酬の全部または一部を返還することを従業員に求めることを企業に認めるまたは要求する、「クローバック」条項について具体的に言及しました。

.52 May 氏は、SEC 登録企業は、過去の実務の検討およびその実務が時間の経過とともにどのように変化したかの検討を含め、雇用主と従業員が報酬の主要な契約条件について相互に理解しているかどうかを慎重に検討する必要があると述べました。企業は、人事の変更がこの領域の企業の実務に影響を与えるかどうかを評価しなければなりません。また同氏は、報酬の付与日の決定に関連する内部統制の重要性についても強調しました。

信用損失

.53 Cospers氏は、現在予想信用損失の見積りに基づく特定の金融商品に係る信用損失の認識に関する新しいモデルについて論じました。同氏は、信用損失に関する新基準を重点的に扱う TRG が新基準の公表前に設置されたことが、関係者による基準公表後の問い合わせや論点の減少に役立ったと述べました。

.54 May氏は、この新しい信用損失ガイダンスにより、ほぼすべての SEC 登録企業が影響を受けることになるかと述べました。このガイダンスは、貸付金、負債性証券、および売上債権に適用され、12月決算の SEC 登録企業に対しては 2020 年より発効します。同氏は、この基準のための準備を経営者がどのように開始すべきかに焦点を当てました。特に同氏は、新基準が要求する予想信用損失を見積るために、経営者は発生信用損失の現行の見積方法とプロセスをどのように調整すべきかについて評価しなければならないと考えています。当ガイダンスは、予想信用損失を測定する方法を特定して要求しておらず、様々な方法が考えられる中で、それぞれの方法において個々に異なる適用上の課題があります。

.55 新基準の適用に合理的で裏付け可能な予測を組み込む必要性を考えた場合、SEC 財務報告通牒第 28 号「貸付活動に従事する SEC 登録企業の貸倒損失の会計処理 (Accounting for Loan Losses by Registrants Engaged in Lending Activities)」、および SEC 職員会計公報 (SAB) 第 102 号「特定の貸付金の損失評価引当金の方法および文書化の問題 (Selected Loan Loss Allowance Methodology and Documentation Issues)」におけるガイダンスが、貸付活動に従事する SEC 登録企業にとって引き続き目的の適合性があります。そのような SEC 登録企業は、計上金額が新基準の原則に従っているという各期間の判断を裏付ける論拠とともに、各期間で使用した体系的方法を文書化することにより、予想信用損失の見積りを裏付ける準備をしなければなりません。

PwC の見解

2016 年 7 月、PwC は新しい金融商品の減損モデルに関する会計処理および開示の検討事項の要約を公表しました。より詳しい情報については、[In depth US2016-07「FASB の新たな金融商品減損モデル \(The FASB's new financial instrument impairment model\)」をご覧ください。](#)

認識および測定

.56 Staniszewski氏は、金融資産および金融負債の認識および測定に関する改訂ガイダンスについて論じました。新ガイダンスは、Topic 825「金融商品 (Financial Instruments)」を修正しており、金融負債を公正価値オプションで測定することを選択している企業に対し、金融負債の公正価値の変動合計のうち、金融商品に固有の信用リスクの変動から生じる部分を、その他の包括利益に区分して表示することを要求しています。

.57 Staniszewski氏は、新ガイダンスの範囲は、企業が ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ (Derivatives and Hedging)」に従い公正価値で会計処理することを選択している複合金融負債にも適用されると述べました。複合金融負債の例としては、金価格に連動し現金決済が要求される負債証券があります。金価格に連動する契約が組込デリバティブであるとみなされる場合、区分して会計処理する必要があります。企業は、組込デリバティブを区分して会計処理するのではなく、複合金融負債の全体を公正価値で当初および事後に測定し、公正価値の変動を純損益に計上することを、取消不能で選択することができます。同氏は、その選択を行う場合には、企業は引き続き金融商品に固有の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動合計の一部を、その他の包括利益に区分して表示しなければならないと考えています。

.58 さらに Staniszewski氏は、金融商品に固有の信用リスクの測定について論じました。改訂ガイダンスは、企業は、リスクフリー・レートやベンチマーク金利などの基礎となる市場リスクの変動から生じる金額を除外した公正価値の変動全体の一部を、通常、金融商品に固有の信用リスクの変動の結果とみなすことができるとしています（「基準金利法」）。しかし、代替的な方法が、金融商品に固有の信用リスクの変動から生じた公正価値の変動の一部を忠実に表わしているとみなされる場合には、それを用いることができます。

.59 基準金利法は、金融商品に固有の信用リスクから生じた公正価値の変動全体の一部を適切に区分していない特定の状況においては適切ではないでしょう。その 1 つの例として、支払が担保として差し入れた資産の価値またはキャッシュ・フローのみに関係付けられている金融負債があります。すなわち、債務者に償還請求権がない場合です。債務不履行のリスク、および対応する金融負債の公正価値の変動は、原資産のパフォーマンスが乏しい(または全くない)リスクに直接影響を受けます。この場合、金融負債の公正価値はいずれも金融商品に固有の信用リスクに帰属させることができず、公正価値の変動はすべて純損益に計上しなければなりません。

.60 同様に、企業は、前述の金価格に連動する負債証券で構成される複合金融負債の例に、この基準金利法を適用することはできないでしょう。複合金融負債の公正価値は、その一部が金価格に影響を受けるためです。その結果、企業は、金融商品に固有の信用リスクを分離するために他の方法を用いる必要があるでしょう。

持分法会計および「公開企業」の定義

.61 Wiggins 氏は、特定の企業の財務情報が SEC 登録企業の財務諸表に含まれている場合に、この特定の企業は公開企業(public business entities)とみなされるかどうかについて論じました。ASC606 など最近公表された多くの基準が、公開企業についてより早期の発効日を規定しているため、企業が公開企業か否かの区別は重要です。

.62 公開企業の定義には、SEC 提出書類に財務諸表または財務情報を含めることが義務付けられている企業またはそれらの企業の財務諸表または財務報告に含まれている企業が該当します。例えば、SEC 登録企業の持分法投資が Regulation S-X の下で重要性があるとみなされる場合、その財務諸表または財務情報を登録企業の SEC 提出書類に含めることが要求されます。その結果、SEC 提出書類に含まれている財務諸表または財務情報および持分法会計に従った関連する損益の取り込みは、持分法適用会社を公開会社とみなして行わなければなりません。これは、持分法適用会社は、ASC606(または類似する経過措置の規定を有する新会計基準)の影響を、公開企業のより早い適用開始日に従って(被投資会社が非公開会社とみなされた場合よりも通常は 1 年早く)、反映させる必要があることを意味します。

PwC の見解

これらの規定の適用および結果としての影響は、一部の議論で焦点となりました。新収益基準は、ASU2013-12「公開企業の定義」で導入された公開企業の定義を参照しています。後のプレゼンテーションにおいて、SEC スタッフは、SEC 登録企業に対して、以下の ASU2013-12 の結論の根拠を示しました。

BC12 項 SEC は、有価証券について資本市場を規制し、公開資本市場において投資者を保護する目的から、特定の財務諸表の提出または公表を要求している。BC11 項で示したことと同様の理由から、FASB は、SEC により財務諸表の提出または公表を義務付けられている企業、または SEC に財務諸表をファイリングまたは提出している企業は、公開企業(例:ブローカー・ディーラーまたは任意提出企業)とみなされるべきであると結論付けた。これには、SEC 提出書類に含めることを要求されている企業または提出書類に含まれている企業の財務諸表または財務情報も該当する(例:Regulation S-X, Rule3-09「非連結子会社および 50 パーセント以下を保有されている者の個別財務諸表」または Regulation S-X Rule3-05「取得されたまたは取得される事業の財務諸表」、ならびに Regulation S-X, Rule4-08(g)「要約財務情報」)。FASB は、このような状況において、それらの財務諸表は公開企業と同じ会計原則を用いて作成されなければならないと決定した。

この条文から、SEC 登録企業が持分法適用投資として会計処理している被投資企業で、SEC 提出書類にその財務情報(S-X 4-08(g))または財務諸表(S-X 3-09)を含める重要な要件を満たす企業は、公開企業の要件を満たすと考えられます。

.63 しかし、被投資会社が持分法を用いて会計処理されているが公開企業とはみなされない場合もあります。Wiggins氏は、自身の見解として、SEC登録企業が持分法会計を適用して認識した金額は、FASBの公開企業の定義に基づく「SEC提出書類に含まれる財務情報」とはみなされないと述べました。したがって、そのような投資は持分法投資として会計処理されることだけを理由として、公開企業のガイダンスの適用対象となることはありません。

PwCの見解

Wiggins氏は、持分法適用企業の財務諸表または財務情報がSEC登録企業のSEC提出書類に含まれない場合および被投資会社が公開企業として適格でない場合、SEC登録企業の財務諸表において持分法会計に従い被投資会社の損益の取り込みを計上するだけでは、被投資会社は公開企業とはみなされないことを明確にしています。

企業結合における測定期間中の修正

.64 企業結合における取得企業は、企業結合にかかる当初の会計処理が当該企業結合を含む報告期間末時点で完了していない場合には暫定的な金額を報告することを要求されます。取得企業は、取得日現在に存在した事実および状況に関して測定期間内に入手した新たな情報を反映させるために、それらの暫定的な金額に対する修正を認識しなければなりません。

.65 Wiggins氏は、参加者に対し、測定期間は1年ではなく、取得企業が取得日現在に存在した事実および状況に関して不足していた情報を入手した時点またはそれ以上の情報を入手できないことが分かった時点で即時に終了することを再確認しました。

.66 またWiggins氏は、測定期間中の修正を適時的に反映させる要求事項を削除したFASBの最近のガイダンスに言及しました。現在、測定期間中の修正は当期の報告期間に計上され、個別に報告または開示されます。同氏は、測定期間中の修正と誤謬の訂正を区別することの重要性を強調しました。会計上の誤謬が重大である場合、過去の期間の修正再表示が要求されます。したがってSEC報告企業は、測定期間の修正を識別および会計処理し、どのような場合に修正が会計上の誤謬を表すかを決定するために、十分な財務報告に係る内部統制を確保しなければなりません。

負債と資本の区分の会計

.67 Staniszewski氏は、主任会計官室はSEC登録企業が適用すべき負債と資本の区分のガイダンスに従っていない事例があったことと述べました。同氏は、ワラント保有者がSEC登録企業にワラントの公正価値と同額の現金でワラントを売り戻すことを可能にする「プット」契約と一緒に発行されたワラントの例を示しました。このような金融商品は、Topic 480「負債と資本の区別」に基づき負債に分類されます。同氏は、経営者および監査委員会を含め、高品質な財務報告を裏付けるに十分な研修を受けた利用可能な人材を有しているかどうかについて、企業は継続的な評価が必要であると強調しました。

国際的な問題

.68 Bricker 氏は、近い将来、国内の登録企業による国際財務報告基準(IFRS)の使用を認める現行の規則が変更されるとは見込んでいないと述べました。しかし、同氏は、資本市場の利益になる場合には、FASB とIASB が共同して差異の縮小に取り組むよう促しました。Hoogervorst 議長は、IFRS を用いて報告を行っている企業に対する米国企業の高い投資水準および IFRS に基づき財務諸表を作成している米国企業子会社の数を鑑み、IFRS を米国会計基準(US GAAP)に可能な限り密接にコンバージェンスさせ続ける意欲を述べました。

.69 Bricker 氏は、国内発行企業が US GAAP 財務諸表に加えて、IFRS 財務情報を US GAAP への調整表なしに任意で提出することを認める、昨年議論された代替案は現在も議論されていると述べました。

.70 Hoogervorst 議長は、2017 年に保険契約基準が完了すれば、IASB の焦点は財務諸表の「コミュニケーションの有効性」の改善に移ると述べました。同氏は、この目的を達成するために、IASB は「コミュニケーションの改善」をアジェンダの中心テーマにすると述べました。

.71 IFRS に関連する報告上の問題に関するパネル・ディスカッションには、Olinger 氏と Tokar 氏が参加していました。Olinger 氏は、外国登録企業が通常最も多く SEC スタッフのコメントを受け取っている領域について論じました。同氏は、重点領域およびコメントは、通常、US GAAP に基づく SEC 登録企業の提出書類で見られるコメントと整合しており、非 GAAP 財務数値、収益認識、法人所得税、公正価値測定、セグメント報告、無形資産およびのれん、取得および企業結合ならびにコミットメントおよび偶発事象が含まれると述べました。

.72 Tokar 氏は、プロフォーマ財務諸表の作成およびカーブアウト財務諸表の作成について規定する権威あるガイダンスがないことに関する問題に言及しました。この問題ははもに、国境を越えた取引の進展を減速させる可能性があります。カーブアウト財務諸表の作成において、しばしば、事業の定義、共有資産および負債の取り扱い、資産、負債、収益および費用の区分処理、のれんの識別および減損、全社費用の配分、ならびにグループ企業間取引の取り扱いに関する質問が生じます。IASB と FASB の両審議会によるカーブアウトに関連する基準設定が不在のため、実務においてかなりの多様性が生じています。

執行部

.73 SEC 執行部の Andrew Ceresney ディレクターと Michael Maloney 主任会計官は、執行活動の動向について概説しました。2016 年度においても、2014 年度および 2015 年度に見られた記録的な件数の執行活動が続きました。これらの執行活動をもたらした事案の性質は同様で変わっておらず、主に、修正再表示、自己申告、内部告発およびその他の外部照会などでした。

.74 前年における事案は、収益認識、費用認識、減損の判定の評価および時期、発生費用/偶発事象の計上のタイミング、損益管理、および開示すべき重大な欠陥(material weaknesses)を重大な不備(significant deficiencies)とする特徴の見誤りなど、幅広いトピックに関連していました。

PCAOB のアップデート

.75 PCAOB の James Doty 議長は、基調講演の中で、職業的会計士および PCAOB が職業的専門家の強固な足場を再構築するためにおこなってきた取り組みについて触れました。Doty 議長は、PCAOB の形態（「独立している専門的な監査監視機関で、政府機関ではないが SEC の監督下にあるもの」として設立）について、資本市場における監査の重要な役割を強化するものだと表現しました。Doty 議長は、PCAOB と監査事務所が建設的な関係を構築すれば、われわれの経済システムにとって利益となり、投資者を保護し、重要な基準を明確にし、企業の順調な経営を助け、そして資本形成に貢献すると考えています。

検査結果および指摘事項

.76 Munter 氏は、PCAOB が強力な監査業務であると考えた次の 3 つの領域について言及しました。(1) プロセス、取引および統制を含む、発行者に関する適切な理解、(2) エンゲージメント・チーム・レベルおよびエンゲージメント・チームの個人レベルのコーチング、ならびに(3) モニタリングー進行中の監査の“インフライト”レビューを実施しながらもエンゲージメント・チームが何をしているかを監視。

.77 また Munter 氏は、2016 年の PCAOB による指摘事項を振り返りました。これには次に関連する論点が含まれました。(1) ICFR: 経営者のレビュー統制について継続的な懸念がある、(2) 重要な虚偽表示のリスクの評価および対応（ただし、システム生成の報告書のテストに関して改善がみられる）、(3) 公正価値を含む見積りの会計処理、ならびに(4) 関連当事者: 新監査基準を想定。

.78 2017 年を見据えて、Munter 氏は、PCAOB の次回の検査サイクルで予想される焦点領域について言及しました。これには次が含まれました。(1) 前述の検査上の不備が是正されていない領域、(2) 経済的な動向や財務報告上のリスクの高まりによって影響を受ける監査領域、ならびに(3) リスク評価: 識別されたリスクおよびそれらのリスク（不正リスクを含む）に対処するためのテストがどのように設計されているかを理解するための深く掘り下げる質問等（probing）の増加。

その他のパネル・ディスカッション

サイバーセキュリティ

.79 サイバーセキュリティに関するパネル・ディスカッションでは、急速に変化しているサイバー攻撃の脅威について議論され、脅威の多様化があらゆる業界で見られるとされました。パネリストは、サイバー攻撃は進化を続け、その能力も高度化しているため、サイバー攻撃に対応できるように統制を変更することの重要性が高まっていると述べました。パネリストのある取締役は、取締役はテクノロジーの専門家ではないものの、脅威の高まりを受けて、取締役会レベルでの取り組みが劇的に変わったことを強調しました。また企業のサイバーセキュリティのリスク管理プログラムの有効性の評価において経営者を支援することを目的に AIPCA が最近公表した提案について議論されました。

データ分析

.80 公開会計事務所、公開会社の代表者および SEC スタッフで構成されたパネル・ディスカッションでは、監査プロセスや事業運営をより広範囲にサポートするためにどのようにデータ分析を利用するかに焦点が当てられました。またデータを入手してアクセス可能にし、それを適切に利用する必要な人材を育成するには、多くの場合かなりの労力を要するとも指摘されました。このような指摘があるものの、パネリストは、データ分析に投資することで重要な価値が生まれる可能性があり、今後も成長が見込まれる領域だと考えています。

サステナビリティ

.81 当会議では、サステナビリティに焦点を当てたパネル・ディスカッションも行われ、パネルにはサステナビリティ会計基準審議会 (SASB) のメンバー、企業の社会的責任 (CSR) 報告書の作成者、公会計の専門家および機関投資家が含まれました。このパネル・ディスカッションによると、S&P500 社のうち CSR を任意で公表している企業数は 85% に迫っています。SASB は、法定提出書類においてサステナビリティの取り組みを報告する企業全体の首尾一貫性、標準化および信頼性の向上を目的として、Form10-K で報告されるサステナビリティ数値の業界規格を設定するために設立されました。

.82 パネリストらは、会議の参加者に対し、企業の業績に影響を与える可能性のある重要なリスクを開示することを企業に要求する SEC 規則 (Regulation S-K Item303) について再確認しました。サステナビリティの問題が企業の業績に対して重要なリスクになると判断した場合、企業は適切な開示を行わなければなりません。

PwC の見解

財務報告の進化と今後の方向性に関するより詳しい情報については、「[Point of view: Sustainability reporting and disclosure](#)」(訳注: 英語のみ) をご覧ください。

付録

会議における一部のスピーチ原稿(英語)が一般に公開されています。各スピーチにアクセスするには発表者の名前をクリックしてください。

組織	発表者
AICPA監査品質センター(CAQ)	◆ エグゼクティブ・ディレクター、Cindy Fornelli
米国財務会計基準審議会(FASB)	◆ 議長、Russell G. Golden
国際会計基準審議会(IASB)	◆ 議長、Hans Hoogervorst
公開会社会計監視委員会(PCAOB)	◆ 議長、James R. Doty ◆ 執行部および調査部ディレクター、Claudius Modesti
米国証券取引委員会(SEC)	◆ 主任会計官、Wesley R. Bricker ◆ 専門会計研究員、Sylvia E. Alicea ◆ 副主任会計官、Julie A. Erhardt ◆ 専門会計研究員、Sean May ◆ 次席主任会計官、Jenifer Minke-Girard ◆ 副主任会計官、Marc Panucci ◆ 専門会計研究員、Brian Staniszewski ◆ 専門会計研究員、Jennifer L. Todling ◆ 専門会計研究員、Ruth Ueji ◆ アソシエイト主任会計官、Jonathan Wiggins

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.